

	1 2		, ,	•			
B	月	火	水		木	金	土
			1	2		3 ■わくわく園/ 式(10 時わぐ く園)	
5	● 健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら) ■訓小・居小・訓 中入学任式	○開庁日 月~ ○開庁時間 81	■ 夜間町長室開放 ■ 夜間間級日間談・ 「夜間を開設・ 「で収納窓子着任式・ 「ないでは、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「	L、初 30分	記日除く)	11 ■図書館こどもの日(10時図書館) ■訓小参観日・PT A総会 ■居小参観日・後 援会総会	
12 ■図書館開館日 (10 時~17 時 図書館) ■訓中参観日・P TA 総会	13 ■健康・栄養相談 (①10時②13 30分うらら) ■訓小・居小・訓 中振替休業日	14	15	16	}	17 ■ ひだまりひ: 「春を探しに こう」(9時 分ひだまり) ■ N-K ラジオオ 公開録公学音 公開録公学氏館 3 安全・防犯す	- 行 50 番組 (i) を通
19	20 ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら) ■居小交通安全教 室	21	22	つ	っと なまちを くり 隊 (13 時) 分公民館)	24 ■訓小1年生で える会 ■居小1年生で える会	
26	27 ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら)	28 ■若がえり学級開 講式 (10 時公民館)	29 ■子どもまつり (10時公民館) ■古本市 (10時公民館) ■温水プール オープン ■屋外施設 オープン 【昭和の日】			ゆめゆめ館」 課後~16:30 るよび振替休業 乳幼児の予防	日 10:00 ~ 16:30
※新型コロナウイルス感染拡大防止対策などにより、行事日程が変更 される場合がありますので、ご了承ください。 訓 子 府 月~金曜日 クリニック							9:00 ~ 11:30 14:00 ~ 17:00 (火曜午後は 16:00 ~) 9:00 ~ 11:30
	(古田型) かじの	¢± #07⊟					

使用料などの納期限

こども園保育料、こども園給食材料費、 児童クラブ保育料、学校給食材料費、上 4月27日 下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、 町有住宅貸付料

4月30日 町営住宅使用料、定住促進住宅使用料

くんねっぷ歴史館(公民館 🕿 47-2121)

開館日 月~金

○休館日 土・日・祝日・年末年始(12月30日~1月4日) ○時 間 10:00~14:30 (12:00~13:00を除く)

※ 14:30 から 16:00 までの見学および職員による説明が必 要な場合は、公民館までご連絡ください。

○入館料 無 料

健康だより

● くんねっぷ食のアドバイザー(2) ●

聞いてみました!「私の健康づくり」

今回は食のアドバイザーの皆さんに、学習会で役立ったことや、健康づくりのために日頃の食 生活で気を付けていることをお尋ねしました。

食べ過ぎや偏りに気を配ることで、バラン スを考えて一週間の献立を立てるようになり ました。

「だし」を効かせて塩分を減らし、具だくさ んの汁物が手軽な朝の定番メニューとなりま した。牛乳・豆乳でコクをプラスし て、野菜と豆たっぷりのスープもお すすめです。

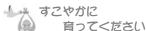
子どもに「だし」のうま味を味わってもら うようになりました。幅広い年代の 方と関わり、食生活のこだわりやエ 夫を聞くことができ、勉強になりま した。

健康に関する情報の正誤を確かめるのに学 習会が役立ちました。

改めて自分の食べたもので体が 作られていることを考えるきっか けになりました。日々少しずつです が、手間暇かけて作り、塩分にも気 🎤 を付けています。

学習会を通して日頃の食生活への意識が変わ り、行動に移している食のアドバイザーの皆さ んです。

今年度は町の保健事業などで活躍 し、おいしく健康になれるヒントを地 域の皆さんへお伝えしていきます!



杏ちゃん 安井 父…友和さん 母…真奈美さん

窪田 大道ちゃん 西幸町 父…大輝さん 母…貴子さん

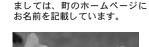
遠藤 葵ちゃん 実 郷 父…淳さん 母…希美さん

ごめい福をお祈りします

塩田 榮さん87歳 協成

※慶弔欄につきまして、本町に住所 があって、町外で届け出をされた 方で、掲載ご希望の方は、町民課 戸籍年金係、または総課広報広聴 係までご連絡ください。

- 2月11日から3月10日受付分まで -



※ふるさとおもいやり寄付につき



乳用牛の実査結果

(令和2年2月1日現在)

| | 令和 2 年 | 令和元年 | 前年度比 飼育戸数 45 戸 45 戸 飼育頭数 6.131頭 5.973頭 158頭増 1戸当たり 136.2 頭 132.7 頭 3.5 頭増 飼育頭数

農地の売却など農業委員会があっせん

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった 場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で 構成する「農地移動適正化あっせん審議会」において、 価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決め ています。

農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の 提出が必要です。

詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務 局(247-2204 役場2階窓口2番)へご相談ください。